

常見研究奨励賞規定（1991年1月10日制定，2012年5月12日改定）

一般社団法人日本家政学会家政学原論部会は、家政学研究において顕著な業績を遺された常見育男先生のご寄付を基金として、家政学原論研究における新進研究者の育成を目的とした学術研究奨励賞を制定する。

〈受賞規定〉

I. 受賞対象

前文の制定趣旨にもとづき、家政学原論研究においてⅡのいずれかに充当する40歳まで（原則として）の新進研究者で、部会員であること。

Ⅱ. 推薦基準

過去3年間において

- (1) 家政学原論研究に関する有意義な内容の著書を執筆・刊行した者。但し、単著・共著のみとし、共同執筆・分担執筆は認めない。
- (2) 上掲内容の学術論文を、学会誌、部会誌に執筆・発表した者。
- (3) 家政学原論に関する基本的資料を収集、整理、整序し、解説を行って、家政学原論研究の発展に貢献した者。
- (4) その他、家政学原論研究において顕著な業績を上げ、多くの研究者より受賞は妥当であるとの評価が得られる可能性を有する者。

Ⅲ. 推薦方法

- (1) 当部会員は、全員、受賞候補者の推薦をすることができる。
- (2) 推薦は、選考委員会所定の用紙を用い、推薦理由を付記する。
- (3) 選考には、選考委員会を設置する。
- (4) 選考委員会は常任委員会が指名した5名（常任委員3名、一般会員2名）をもって構成する。
- (5) 選出は選考委員過半数の同意によって決定する。委員が都合により委員会に出席できない場合は、あらかじめ書面をもって選考意見を委員長に提出しなければならない。
- (6) 選考委員会は年次総会において、選考結果と選考理由を報告しなければならない。

Ⅳ. 受賞方法

- (1) 受賞は年次総会において行う。
- (2) 受賞は部会長が行い、賞状と賞金（1件5万円）を受賞者に手交する。
- (3) 賞金は常見基金の利息をもって充当する。受賞者のない場合は次年度に繰り越す。
- (4) 受賞者は、当該総会において研究概要をふくむ挨拶を行わなければならない。

Ⅴ. 付則

- (1) 家政学原論部会に対して行われた寄付金は、常見基金に加えることができる。
- (2) この規定の改廃は、総会の承認を受けるものとする。
- (3) この規定は、平成24年5月12日から施行する。

常見研究奨励賞の受賞者（第1回・第2回の受賞者は旧規定による）

回	受賞者	受賞年
1	亀高京子・仙波千代『家政学原論』光生館(1981) 宮川満・宮下美智子『家政学原論』家政教育社(1981)	1985
2	村尾勇之「家政現象とその知識体系」『家政学原論部会会報』No. 17、pp. 28-30(1983) 横田明子「家政学のパラダイム」『家政学原論部会会報』No. 17、pp. 14-17(1983) 木田淳子「家政学における価値把握の方法について」『家政学原論部会会報』No. 18、pp. 14-17(1984) 時岡晴美「生活行動の構想—生活の総合的把握を試みる—」『家政学原論部会会報』No. 18、pp. 17-20(1984) 石川寛子「『Principles of Domestic Science』と『家事要法』—家政学史研究の一環として」『家政学原論部会会報』No. 18、pp. 20-24(1984)	1986
3	福田はぎの	1991
4	倉元綾子 谷口彩子	1995
5	川上雅子	1997
6	正保正恵	2000
7	野坂尊子「新制大学創設直前における『家政学』—それを支えた人物と団体—」『家政学原論研究』No. 37、pp. 30-40 (2003) ほか	2008
8	野崎有以「高度経済成長期における家庭科のホームプロジェクト」『家政学原論研究』No. 47、pp. 2-13 (2013) ほか	2014